

議案第20号大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号、大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。当議案につきましては、墓地埋葬法にかかる死体処理用務の特殊勤務手当を新設するものでございます。

2ページ目をお願いいたします。

まず、1の改正を必要とする条例については、記載のとおりであります。次に、2の改正の趣旨については、現在、墓地、埋葬等に関する法律、いわゆる墓地埋葬法にかかる死体処理用務については、特殊勤務手当の支給対象となっておりません。しかし、これまでから支給対象となっている行旅死亡人にかかる死体処理用務との間に、業務の質および量的な差異はないことから、支給対象になるよう改正を行うものであります。

3ページ目をお願いいたします。

この表は、死体処理用務にかかる適用法令及び特殊勤務手当の整理表となっております。死体処理に係る法律は、①行旅病人及び行旅死亡人取扱法、②生活保護法、③墓地埋葬法のいずれかであり、すべて生活福祉課の所管となっております。適用される法律によって、該当する特殊勤務手当が支給されますが、墓地埋葬法については特殊勤務手当の設定がござい

ません。

4ページ目をお願いいたします。

ここでは、過去5年間における死体処理用務の件数を、該当法令に分けて表しております。墓地埋葬法に該当する死体処理用務は、年間30から40件程度発生しております。

5ページ目をお願いいたします。

3の改正内容でございますが、これまでの説明の通り、墓地埋葬法に該当する死体処理用務を行った際の特殊勤務手当を新たに設定し、1件2,400円の特殊勤務手当を支給できるよう改正を行うものです。なお、2,400円は、行旅死亡人にかかる特殊勤務手当と同額としております。

最後に、4の実施時期については、令和6年4月1日を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。